

令和8年2月25日
区民部国保年金課

令和8・9年度 東京都後期高齢者医療保険料について

令和8年1月29日に開催された、令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和8・9年度保険料率等を議決したため、以下のとおり報告する。

1 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、2年ごとに算定する。

(1) 令和8・9年度保険料率等

	令和8・9年度		令和6・7年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
医療分	53,300円	9.88%	47,300円	9.67%
子ども・子育て支援分	1,300円	0.26%		
平均保険料額（対前期比）	127,400円（14.4%増）		111,356円（6.2%増）	

※ 賦課限度額は医療分850,000円、子ども・子育て支援分21,000円

(2) 令和8・9年度保険料の試算

別紙のとおり

2 令和8・9年度保険料の増減要因

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行され、医療分の保険料率とは別に、子ども・子育て支援分の保険料率が設定される。

(2) 後期高齢者負担率の引き上げ

高齢者世代が保険料として負担する割合が12.67%から13.27%に引き上げられる。

(3) 出産育児支援金の激変緩和措置終了

令和6年度から導入された出産育児一時金費用の一部を支援する出産育児支援金において、費用負担を半額とする激変緩和措置が終了した。

(4) 基金等の活用

保険料の増加を抑制するため、広域連合が管理する決算剰余金および特別会計調整基金、都が管理する財政安定化基金を活用する。

(5) 特別対策の継続

特別対策として、引き続き保険料の軽減に係る経費を区市町村の一般会計から負担する。

令和8・9年度 保険料の試算

●単身世帯モデルケース

単身世帯で収入が年金収入のみの場合

年金収入	軽減割合		令和7年度	令和8・9年度		
	均等割	所得割	保険料/年	保険料/年	増減額	増減率
153万円	7.2割	—	14,100円	15,200円	1,100円	7.8%
168万円	7.2割	5割	21,400円	22,800円	1,400円	6.5%
173万円	5割	2.5割	38,100円	42,400円	4,300円	11.3%
198万円	5割	軽減無し	67,100円	72,900円	5,800円	8.6%
224万円	2割	軽減無し	106,400円	115,500円	9,100円	8.6%
240万円	軽減無し	軽減無し	131,400円	142,700円	11,300円	8.6%
300万円	軽減無し	軽減無し	189,400円	203,600円	14,200円	7.5%
400万円	軽減無し	軽減無し	269,200円	287,200円	18,000円	6.7%
700万円	軽減無し	軽減無し	514,800円	544,700円	29,900円	5.8%
1,000万円	軽減無し	軽減無し	783,600円	826,600円	43,000円	5.5%
1,017万円	軽減無し	軽減無し	800,000円	843,400円	43,400円	5.4%
1,045万円	軽減無し	軽減無し	800,000円	871,000円	71,000円	8.9%

※軽減割合の均等割7.2割は令和7年度においては7割

●2人世帯（夫婦共に後期高齢者）モデルケース

夫婦ともに被保険者で、本人の収入が年金のみ、配偶者の収入が年金80万円の場合

年金収入	軽減割合		令和7年度	令和8・9年度		
	均等割	所得割	保険料/年	保険料/年	増減額	増減率
夫 153万円	7.2割	—	14,100円	15,200円	2,200円	7.8%
妻 80万円	7.2割	—	14,100円	15,200円		
夫 168万円	7.2割	5割	21,400円	22,800円	2,500円	7.0%
妻 80万円	7.2割	—	14,100円	15,200円		
夫 173万円	5割	2.5割	38,100円	42,400円	7,900円	12.8%
妻 80万円	5割	—	23,600円	27,200円		
夫 198万円	5割	軽減無し	67,100円	72,900円	9,400円	10.4%
妻 80万円	5割	—	23,600円	27,200円		
夫 240万円	2割	軽減無し	121,900円	131,800円	15,700円	9.8%
妻 80万円	2割	—	37,800円	43,600円		
夫 300万円	軽減無し	軽減無し	189,400円	203,600円	21,500円	9.1%
妻 80万円	軽減無し	—	47,300円	54,600円		

※軽減割合の均等割7.2割は令和7年度においては7割